

みなかみ町新治学童クラブ指定管理業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例（平成17年10月1日条例第91号。以下「条例」という。）及び同施行規則（平成21年3月27日規則第16号。以下「規則」という。）に定めるものの外、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2. 対象施設の概要

(1) 概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項、及びみなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月26日条例第20号）に基づく「放課後児童健全育成事業」として放課後児童クラブ（以下「学童クラブ」という。）を実施するものとする。

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 名称

みなかみ町新治学童クラブ(以下、「本施設」という。)

(3) 所在地

みなかみ町新巻1 4 4 番地2

(4) 施設概要

園舎（鉄筋コンクリート造）656 m²、倉庫（木造）22 m²、 延べ面積 678 m²
敷地面積 約 3900 m²

3. 管理運営に関する基本的な考え方

本施設の管理については、法令等を遵守し、次に掲げる項目に沿って行う。

- (1) 学童クラブの設置概要に基づき管理運営を行う。
- (2) 対象児童の平等な利用の確保及びサービスの向上を図る。
- (3) 利用者の安全確保を第一とする。
- (4) 施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
- (5) 利用者との連絡を密にし、運営に当たる。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。

4. 管理の基準

(1) 開設時間

規則第5条に規定するとおり。

- ① 小学校登校日 下校時から午後6時30分まで
- ② 小学校休業日 午前8時から午後6時30分まで

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、開設時間を変更することができる。

(2) 休業日

規則第6条に規定するとおり。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 振替休日

- ④ 8月12日から8月16日まで
- ⑤ 12月29日から翌年1月3日まで
ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。

5. 法令等の遵守

本施設の管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）ほか労働関係法規
- (3) 条例及び同施行規則
- (4) みなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年10月1日条例第61号）及び同施行規則
- (5) みなかみ町個人情報保護条例（平成17年10月1日条例第6号）及び同施行規則
- (6) その他管理運営に適用される法令で、指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い、費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

6. 業務内容

(1) 指定施設における放課後児童健全育成事業の実施に関すること

- ① 入会対象者は、条例第3条に定めるものとする。
- ② 学童クラブの放課後児童支援員（以下支援員という。）の配置については、次のとおりとする。
ア 支援員の配置は、常時複数の支援員を配置する。
イ 支援員は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

ウ 児童数に応じた支援員の配置は次のとおりとする。

児童数	40人まで	40～65人
支援員数	2人以上	3人以上

※障害児を受け入れる場合にあつては、障害の内容などにより必要に応じて支援員の増員を行うこと。

- ③ 事業は、家庭や学校等、地域との連携を図りつつ、次に掲げる活動を行うものとする。
ア 児童の健康と安全管理及び情緒の安定に関すること。
イ 児童の健全な遊びの指導に関すること。
ウ 児童の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
エ 児童の活動状況の把握と緊急時の家庭との連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
オ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

(2) 指定施設への入退会の手続きに関すること

条例及び規則に基づき手続きを行うこと。

① 入会手続き

指定管理者は、本施設において利用しようとする者の申請を受け付けることとする。その際、審査を行うのに必要な書類の提出を併せて求め、必要な書類がそろったら、申請を受理する。

（提出書類）

- ・放課後児童クラブ入会申込書兼登録台帳（規則に定められた様式）
- ・その他指定管理者が必要と認める書類

- ② 審査及び入会許可書等の交付
申請を受理後、学童クラブの利用者としてふさわしいかを審査し、利用が適当と認められる時は入会許可書を交付する。
- ③ 退会手続き
指定管理者は利用者が退会する場合は、退会届を受理すること。また、入会要件に該当しなくなったときは、入会の取り消しを行うこと。
- (3) 指定施設の施設及び設備の維持管理に関すること
指定管理者は、指定期間中、施設等を常に良好な状態に保つこととし、日常の点検は管理者が実施すること。
 - ① 光熱水費及び消耗品等は指定管理者の負担とする。
 - ② 異常発生時及び修繕を要する時は、町へ報告する。
- (4) 本施設の運営に関すること
 - ① みなかみ町新治学童クラブ事業計画書により実施すること。
 - ② 町民のニーズの把握に努め、事業計画及び実施に反映させること。
- (5) 管理運営のための体制の整備に関すること
 - ① 従業員の雇用等に関すること
 - ア 管理責任者を1名配置すること。また、管理運営に係る全従業員（臨時職員を含む）の勤務形態等については、労働基準法その他労働関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置すること。
 - イ 従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
 - ② 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制の整備に必要な業務を実施すること。
- (6) 指定施設の利用料金に関すること
 - ① 利用料金の收受
利用料金は、指定管理者の収入として收受し、適正な管理を行うこと。
なお、利用料金の額は町長の承認を得て、条例に定める範囲内において、指定管理者が定めるものとする。
 - ② 帳簿の作成
利用許可に基づき收受した利用料金について、帳簿を作成することとする。
- (7) 施設賠償責任保険に関すること
 - ① 本施設について、みなかみ町が加入している全国町村総合賠償保障保険を付保するものとする。
 - ② 指定管理者は、管理業務の実施に当たり、損害賠償に係る自己の負担に備えるため、自己の責任と判断により、施設賠償責任保険、第三者賠償保険等の保険を付保するものとする。
- (8) 利用者の安全の確保に関すること
 - ① 利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万一に備え従業員を訓練すること。
 - ② 緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保するための各種マニュアルを作成するとともに、従業員を指導し、万一に備え従業員を訓練すること。
 - ③ 事故等が発生した場合、みなかみ町と協力して速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故の原因調査にあたること。
- (9) 個人情報保護に関すること
個人情報保護の大切さを従業員に周知徹底し、万一これが漏洩等した場合の対策を講じること。
- (10) 情報公開に関すること
管理業務を行うにあたって保有する文書の公開に努めるとともに、みなかみ町を通じて閲覧等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。

(11) 業務報告に関すること

- ① 年度終了後、60日以内に事業報告書を提出すること。
- ② その他、みなかみ町が必要とする報告書を提出すること。

(12) その他管理運営に関し必要な業務

必要な許認可等の取得、監督官庁への届け出業務等を必要に応じて行うこと。

7. 業務遂行に要する経費等について

(1) 業務遂行に要する経費

施設において指定管理者が行う業務遂行に要する経費には、町が支払う指定管理料及び利用料金収入をあてるものとする。

(2) 指定管理料

管理業務に係る委託料は、協定書で定め、年度ごとに予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払う。

8. 立入検査の実施

町は、指定管理者の業務の実施内容及び処理実績について、随時、立入検査等を実施し、管理状況の確認及び検査を行うことができるものとする。

また、町は、検査の結果、業務内容について改善を求めることができ、指定管理者はこの指示に従わなければならない。

9. 備品の所有権

指定管理者に貸付ける備品等については、みなかみ町の所有とし、その使用及び保管は十分に注意すること。備品の設置場所を変更する場合はその都度みなかみ町に報告すること。指定管理者自らが、購入・搬入し保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度みなかみ町に報告すること。

10. 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は本業務の終了（地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第11項の規定により指定を取消された場合を含む。）に際し、みなかみ町又はみなかみ町が指定する者に対し引継ぎ等を行わなければならない。
- (2) 指定管理者は、協定期間の開始前に管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行うこと。

11. リスク分担

施設の管理運営に伴うリスクについては、別紙「みなかみ町新治学童クラブ指定管理者に係るリスク分担表」に定めるとおりとする。

12. 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、町と協議し決定するものとする。